

運河ルネサンス推進地区の指定

【地区名】

運河ルネサンス朝潮地区

【位置】

図1のとおり

【区 域】（図2参照）

中央区佃2丁目の一部、同3丁目、中央区月島1丁目の一部、同2丁目、同3丁目の一部、同4丁目、中央区勝どき1丁目の一部、同2丁目、同3丁目の一部、同4丁目、同5丁目の一部、同6丁目、中央区豊海町の一部、中央区晴海1丁目、同2丁目の一部、同3丁目、同4丁目の一部、同5丁目の一部



運河ルネサンス朝潮地区
(朝潮運河・新月島運河周辺)

(図1) 運河ルネサンス推進地区位置図

【運河ルネサンスの推進方針】（図2参照）

1 水上施設の立地に関する方針

- 朝潮運河周辺の個性あふれる水辺の魅力や地域のにぎわいの創出に寄与する施設を立地する。
 - ・ 水上施設の立地を推進する水域は、区域内運河のうち航路（運河中心より可航幅員の2分の1までの範囲）を除いた部分（図2参照）とする。
 - ・ 立地を推進する施設の例は次のとおりとする。
 - 水上レストラン・水上カフェ・水上ラウンジ等飲食施設
 - 観光さん橋・船客待合所
 - レクリエーションボート乗り場・休憩所

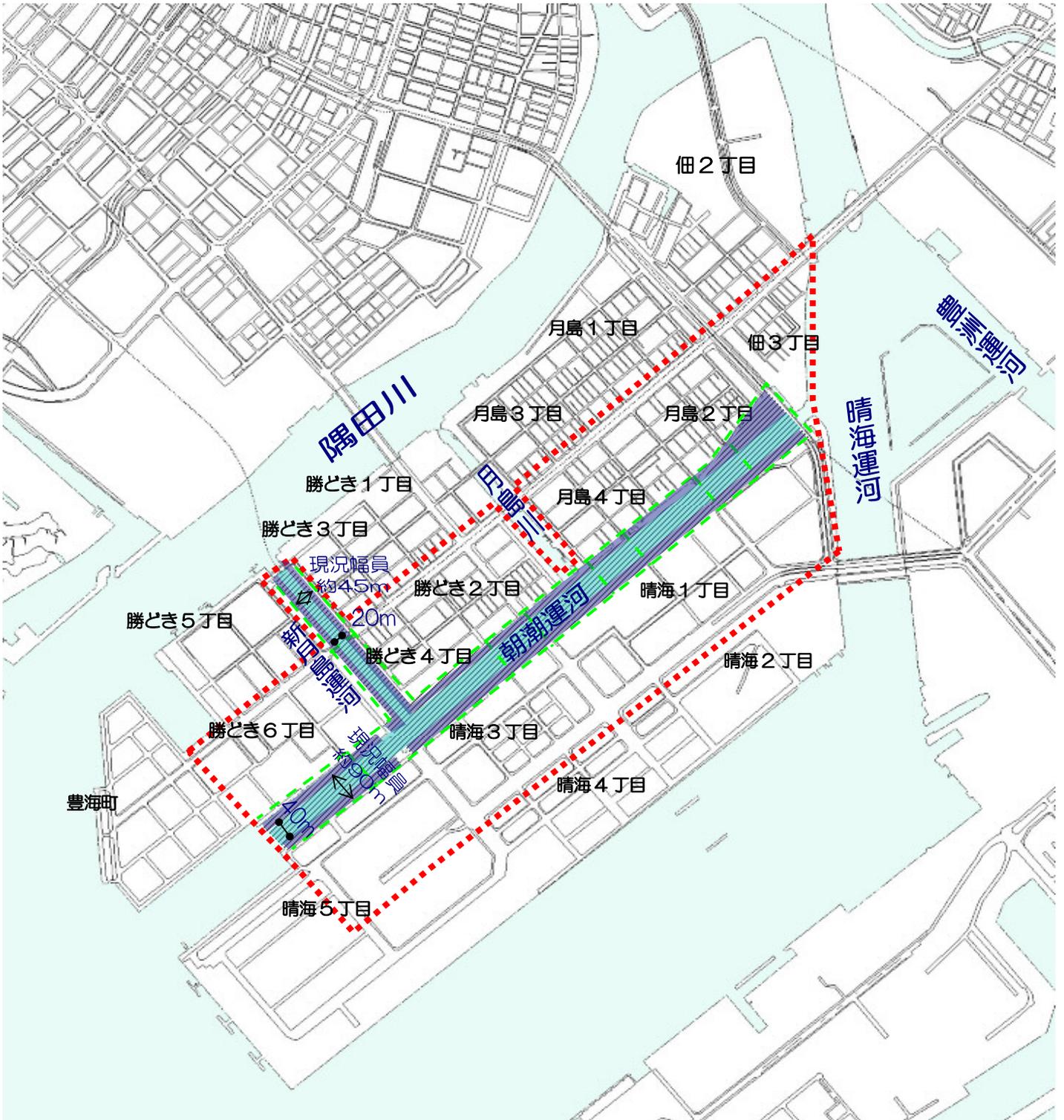
2 施設の整備に関する方針

- 下町情緒あふれるまちと近代都市化が進むまちが混在するまちの魅力に、朝潮運河という新たな資源を付加し、地区全体の回遊性を確保する。そのために、運河沿いの護岸や遊歩道の整備を推進する。
- 水上バスや屋形船が発着できるスポットの創出は、他地区との連携を含めた水辺のネットワークを考慮する。
- 新しく整備する観光さん橋などの施設は、災害時の利用に配慮した計画とする。

3 地域の交流活性化に対する支援の方針

- 一時的なイベント等には、関係機関等と調整のうえ、航路内水域も利用できることとし、イベント等の運営が円滑に行われるよう支援をする。
- 運河を活用したまつりなどのイベントに際しては、ホームページなどでPRするなどの後援活動を行う。

(図2) 運河ルネサンス朝潮地区の「区域」及び「推進方針」



区域

 運河ルネサンス推進地区 (朝潮地区)

推進方針

 水上施設の立地 及び イベント等水上活動を推進する水域

 イベント等水上活動を推進する水域

 遊歩道のネットワーク